

意見公募手続条例に基づく、「鎌倉市個人情報保護条例の一部改正にあたっての意見募集について」
に対するご意見及び市の考え方について

意見公募手続条例に基づく、「鎌倉市個人情報保護条例の一部改正にあたっての意見募集について」についてご意見を頂き、ありがとうございました。

頂いた意見につきましては、それらの内容を踏まえ、条例の改正を行ってまいります。
なお、頂いたご意見に対する市の考え方を次のとおり公表させていただきます。

1 意見公募方法等

(1) 意見募集期間

平成27年4月20日（月曜日）から平成27年5月19日（火曜日）まで

(2) 意見公募方法

鎌倉市ホームページ及び鎌倉市役所行政資料コーナーでの閲覧

2 意見公募結果

意見書総数 4通

内訳

Eメール 4通

郵送 0通

ファックス 0通

持参 0通

3 意見に対する市の考え方

別紙のとおり

	意見内容	本市の考え
1	<p>鎌倉市個人情報保護条例のどこの部分(第何条何項何号など)をどのように(現行⇒改正案)改正するのかの明記がないと、その良し悪しについて言及のしようがない。</p>	<p>4月23日より条例の新旧対照表(案)を掲載しました。</p>
2	<p>1 照会・提供時の記録内容関連</p> <p>運用にあたっては、スムーズな運用よりも厳重な保護のもとでの運用が重要だと思えます。そのため、情報の照会、提供時の情報として以下の項目も記録し請求時に当該特定個人情報の対象者に公開すべきだと思えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照会・提供の日時 ・照会・提供の請求者の詳細情報 ・照会・提供の事務実施日時 ・照会・提供の事務実施者の詳細情報 ・照会・提供を許可した人または組織の詳細情報 ・照会・提供を許可した際に根拠とした要因(法令、条例、その他) <p>2 照会・提供内容の保護</p> <p>正当な理由により、照会・提供を実施した際に、照会・提供した内容が請求した当事者以外に漏れないように追跡できる仕掛けも必要不可欠になると思えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一覧形式での提供の禁止 ・電子ファイルでの提供時は、参照期間を設置して期限経過後は参照不可とする ・印刷物で提供する場合は、コピー、転記等が出来ないようにする仕掛け ・特定個人情報入手者(照会・提供を依頼した者、および、その情報を入手した者総て)に対して、情報利用内容(利用場所、提供先、目的等)の記録の義務化 <p>上記のような保護施策を実施してほしい。</p>	<p>1 照会・提供時の記録は国で作成する「情報提供等記録開示システム」で確認できるようになります。このシステムの中で、個人番号を含む自分の個人情報をいつ、だれが、何故提供したのか確認できるようになるほか、行政機関などが持っている自分の個人情報を確認できるようになります。この情報提供等記録開示システムは平成29年1月から稼働予定で、現在機能の詳細については検討中であるとしています。(内閣官房ホームページ「社会保障・税番号制度」より)</p> <p>2 情報の提供については、総務省(総務大臣)の運営する情報提供ネットワークシステムを用いて行われることとなります。この際、情報照会者及び情報提供者並びに情報提供ネットワークシステムを所管する総務大臣について、情報提供の求め及び情報提供の記録を記録し、かつ、保存しなければならない情報提供等の記録として番号法で定めています(番号法第23条)。鎌倉市においても、情報提供等記録を用語として定義し、番号法第30条を踏まえ、番号法と同様の取扱いを行います。</p>

3	<p>1 (特定個人情報の目的外利用の制限)</p> <p>9条の2の2 「本人の同意を得ることが困難であるときは、特定個人情報の目的外利用をすることができる。」の場合には、実施機関は審議会へ事後でもよいから目的外利用の報告をするようにした方が良いと思います。理由は、後日の「誰がそうしたか」の記録が残るからです。ハッカーが横行する今日、行為の記録は大事です。</p> <p>2 24条3は「個人情報を口頭で開示請求できる」とありますが、本人確認は大丈夫ですか。なりすましの人への対策は大丈夫ですか。</p>	<p>1 新旧対照表(案)の第9条の2第2項の規定に該当して特定個人情報を利用し、又は提供したときは、第9条の2第3項において、その旨及びその目的を本人に通知しなければならないとしています。また、その通知の手続きを行わないとする場合については、「審議会の意見を聴いて適当と認めたとき」と定められていることから、第9条の2第2項の規定に該当して特定個人情報を利用する場合は、本人への通知、もしくは審議会への諮問を行うこととなり、それぞれ記録が残ることになります。</p> <p>2 第24条第3項については、開示の請求に限り、あらかじめ実施機関が定めた個人情報については、特例として口頭による請求を認めるものとしており、開示の請求ができる個人情報は、鎌倉市個人情報保護事務取扱要領において定められており、現時点で運用している内容は、市で行った職員採用試験の結果開示のみです。また本人確認は個人情報開示請求と同様に行っています。</p>
4	<p>1 平成27年10月から新たな個人番号が付番されカードが発行されたら本人証明にこのカード以外に他の書類 例えば通知書などのも提示するような体制で利用してほしい。</p>	<p>1 平成27年10月から「通知カード」が発行されますが、この通知カードは番号をお知らせするための通知として使われ、氏名、住所、生年月日、性別及び個人番号が記入されますが、写真が無いため、通知カードのみでは本人確認書類としては使用できません。通知カードで個人番号が通知された後、申請していただくことにより平成28年1月以降に「個人番号カード」が交付されます。個人番号カードは、現在の運転免許証やパスポートのような、写真付の身分証明書となるため、免許書等と同様に本人確認に使用することができることとなります。</p>

<p>2 マイナンバー制については番号を付加される前に広報に国の基準と鎌倉市の追加基準を事前に通知してほしい。</p>	<p>2 国が定める事務以外に、地方自治体が個人番号を独自に利用しようとする場合、事前に条例の制定が必要になります。そのため、鎌倉市が独自の利用を行う場合は、鎌倉市個人情報保護条例とは別に条例を制定し、施行及び公布することとなります。</p> <p>鎌倉市個人情報保護条例については国の番号法に準じ、番号法第29条及び第30条を踏まえた条例改正を行うため、国の方針に沿った条例改正となります。</p> <p>広報については、マイナンバー制度について広報かまくらに掲載を行っていきます。</p>
---	--

問い合わせ先

鎌倉市総務部 総務課 市政情報担当

電話 0467-23-3000 (内線 2217)